

令和7年度 高槻市民間学童保育室環境整備事業費補助金

追加募集要項

本市では、「第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画」等を参考に、学童保育を必要とする児童の受入れが困難な状況が予測される地域において、民間学童保育室の運営事業者への補助を行うことで、学童保育の実施場所の確保に取り組んでいます。

先般、令和8年4月から新たに民間学童保育室を実施するために必要となる整備費用の助成を行う事業者を募集したところですが、1区域で応募がなかったため、追加募集します。

1 募集内容

(種別)

放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項）

民間学童保育室事業の実施については、「高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」、「高槻市民間学童保育室運営事業実施要綱」の規定を遵守すること

(補助対象事業・補助額)

「高槻市民間学童保育室環境整備事業費補助金交付要綱」に規定する、次のいずれかの事業

(1)「民間学童保育室設置促進事業」

放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる民家・アパートなど既存施設の改修、設備の整備並びに修繕 1施設につき 上限1,200万円

(2)「民間学童保育室環境改善事業」

放課後児童健全育成事業を新たに幼稚園、認定こども園等において実施するために必要な設備の整備並びに修繕 1施設につき 上限500万円

(補助対象募集件数) 1件

(設置場所)

次の各区域から1か所

- ・桃園小学校区のうち、上田辺町、紺屋町、桃園町、城北町一丁目10～15番地、城西町1・4番地

※対象となる区域に設置し、高槻市内に住所を有する児童を対象とすること。

(施設の規模)

定員40名以上

※専用区画（遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画）が児童1人につき1.65㎡以上あること。

(応募資格)

- ・社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、株式会社、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、合同会社
- ・応募時において、放課後児童健全育成事業、幼稚園、保育園、認定こども園又は小規模保育事業を実施している実績を有すること。

(応募の制限)

次のいずれかに該当する場合は、応募者となることができない。

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更正又は再生手続きをしている法人
- イ 応募期間中に高槻市から指名停止措置を受けている法人
- ウ 国税、地方税を滞納している法人
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団又はそれらの利益となる活動を行い、若しくはそのおそれのある法人

(開所時期)

令和8年4月

開所時期までに、児童福祉法第34条の8第2項に規定する放課後児童健全育成事業開始届を行っていること。なお、令和8年4月以前に開所することは、差し支えない（ただし、令和7年度分の運営事業費補助金の交付を保証するものではない）。

2 応募・選考のスケジュール

- (1) 募集要項の配付 令和7年10月15日（水）～10月31日（金）
- (2) 質問の受付 令和7年10月15日（水）～10月23日（木）
- (3) 質問の回答 令和7年10月28日（火）
- (4) 応募書類の受付 令和7年10月27日（月）～10月31日（金）
- (5) 選考結果通知 令和7年11月17日（月）頃

※配付・受付は市役所の開庁時間内（土日祝を除く8：45～17：15）とする。

3 応募様式等

応募様式は、市役所子ども青少年課で配付、又は市ホームページからダウンロード。

- (1) 民間学童保育室環境整備事業費補助金協議書（様式第1号）
- (2) 補助事業の事業計画書又はこれに相当する書類（別紙1）
- (3) 補助事業の収支予算書又はこれに相当する書類（申請額の算出の基礎）（別紙2）
- (4) 放課後児童健全育成事業、幼稚園、保育園、認定こども園又は小規模保育事業の実施実績を示すもの
- (5) 応募の制限に該当しないことの誓約書

4 質疑応答

公募の内容について質問がある場合、子ども青少年課へFAX、又は市ホームページ「お問い合わせフォーム」（掲載ページ下部）で送付すること。

質疑を提出できる者は、応募資格に該当する者とする。

5 参考

補助要綱等は、市ホームページからダウンロードできる。

- (1) 高槻市民間学童保育室環境整備事業補助金交付要綱
- (2) 高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例
- (3) 高槻市民間学童保育室運営事業実施要綱

6 注意事項

- (1) 事業計画書を提出しても、審査の結果、採択されないことがあります。
- (2) 複数の事業者が同一校区に応募があった場合については、あらかじめ定めた選考基準（事業計画の内容や小学校からの距離など）により事業者の決定を行います。
- (3) 今回の募集は、今年度に環境整備事業を実施し、令和8年4月に開所する事業者が対象となり、令和8年4月までに放課後児童健全育成事業の開始届出が必要となります。
（令和8年4月からの入室希望者については、令和8年1月頃から入室受付できることが望ましい。）
- (4) 事業計画書は、不採択となっても返却はいたしません。
- (5) 応募書類の提出後、子ども青少年課職員により事業計画の内容等について、お問い合わせする場合があります。
- (6) 補助整備完了後、提出された事業計画内容が履行されていることを確認するため、子ども青少年課職員による立入検査を実施します。
- (7) 運営費の補助（年額528万円～655万2千円予定（支援員数（常勤・非常勤）・入室児童数による）、他に施設の賃借料助成等あり）については、入室児童が20人以上の場合に対象（10人以上20人未満の場合は減額して助成。ただし経過措置あり）となり、事業開始後に、別途、令和8年度交付申請が必要となります。
- (8) 設置場所については、建築協定制度等を確認し、放課後児童健全育成事業を実施できる場所であることを確認しておいてください。

7 提出先・お問合せ先

高槻市 子ども未来部 子ども青少年課（市役所総合センター8階） 担当：笹田・松岡

電話番号：072-674-7656

F A X：072-674-7721

※市役所の開庁時間内（土日祝を除く8：45～17：15）とする。